

大分類	中分類		小分類		原因の一例	産学連携との関連性 (○：産学連携、 ○：関連性高、 △：関連性高い(医学部限定))	
	リスクの名称	リスクの定義	リスクの名称	リスクの定義			
産学連携	1-1 企業との産学連携契約に関するトラブル	企業と産学連携契約に関してトラブルが発生する。	1-1-1' 明文の取決めがない成果有体物の譲渡	契約せずとも本学研究者が第三者から成果有体物を譲受ける。	研究者・企業等の契約への意識が希薄 など	○	
			1-1-2' 明文の取決めがない成果有体物の譲渡	契約せずとも本学研究者が第三者に成果有体物を譲渡する。 例：共同研究契約、秘密保持契約、受託研究契約 など ※ No.1-1-1-2を参照。	研究者・企業等の契約への意識が希薄 など	○	
			1-1-3' 契約の未締結	契約を締結せずに産学連携活動を実施する。	例：共同研究契約、秘密保持契約、受託研究契約 など ※ No.1-1-1-2を参照。	研究者・企業等の契約への意識が希薄 など	○
			1-1-4' 契約条件の不調	産学連携に関する契約事項について相手方と折り合いがつかない。	例：成果の取扱い、管轄 など	契約交渉スキル不足 ・手続開始の遅れ など	○
			1-1-5' 特許保証（非侵害保証）を認めたMTAやライセンス契約に基づく、特許保証条項の行使	成果有体物提供先やライセンス先がそれらを使用し、第三者の特許に基づく紛争が生じ、本学に別して特許保証条項を行使する。	本学全体対象の聯合研究制限条項を認めた共同/受託研究契約に基づく紛争が生じ、本学に別して特許保証条項を行使する。	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○
			1-1-6' 本学全体対象の聯合研究制限条項を認めた共同/受託研究契約に基づく、本学と第三者との共同研究制限	本学全体対象の聯合研究制限条項を認めた共同/受託研究契約に基づく紛争が生じ、本学に別して特許保証条項を行使する。	本学全体対象の聯合研究制限条項を認めた共同/受託研究契約を締結する。 例：成果のすべて相手方に帰属する。成果知財の本学教育研究における使用の制限 など ※ No.1-5-1-6を参照。 例：契約の履行に必要な点が定められていない、模倣の懸念が可能な論文が公表されている など 本学側の責めに帰すべき事由により義務が履行されない。 例：守秘義務条項の違反 など	適切な条件を判断できる担当者がいない など 研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○
			1-1-7' 著しくバランスを欠いた共同研究契約等の締結	著しくバランスを欠いた共同研究契約等の締結	例：共同研究契約、ライセンス料、寄附金等の外部資金	適切な条件を判断できる担当者がいない など 研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○
			1-1-8' 契約管理の不備	契約管理の不備	例：相手方の責めに帰すべき事由、本学の権利の未行使 など	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○
			1-1-9' 本学側の諸契約条項違反	本学側の諸契約条項違反	例：守秘義務条項の違反 など	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○
			1-1-10' 産学連携の相手企業との債務不履行	産学連携の相手企業との債務不履行	民間企業からの外部資金の獲得に失敗する。 例：共同研究費、ライセンス料、寄附金等の外部資金	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○
			1-1-11' 民間資金の獲得の失敗	民間企業からの外部資金の獲得に失敗する。	例：共同研究費、ライセンス料、寄附金等の外部資金	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○
			1-1-12' 不適切な企業等との連携	不適切な企業等との連携	大学の使命に照らして不適切だと考えられる企業等との連携を実施する。 特許法上の新規性を喪失する。 例：特許出願前に論文等で公表、学会発表を行う。	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○
			1-1-13' 特許法上の新規性を喪失	特許法上の新規性を喪失	例：特許出願前に論文等で公表、学会発表を行う。	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○
			1-1-14' 発明者の認定の誤り	発明者の認定の誤り	発明者でないにもかかわらず随書に発明者として記載される。あるいは重なる発明者が随書に記載されていない。	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○
			1-1-15' 特許事務所の選定の誤り	特許事務所の選定の誤り	特許関連業務を委任する特許事務所（相当弁理士）について選定先を見誤る。	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○
			1-1-16' 知的財産権の出願に関する有用性評価の誤り	知的財産権の出願に関する有用性評価の誤り	将来的な活用見込みの判断に関して当該権利の有用性評価を誤る。	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○
1-1-17' 知的財産権の出発時期判断の誤り	知的財産権の出発時期判断の誤り	知的財産権の出発時期の判断を誤る。 例：論文や学会での発表との兼ね合いで早期出願が必要だった。実施例等が不十分であるまま出願した。など	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○			
1-1-18' 知的財産権の適切な取得に失敗	知的財産権の適切な取得に失敗	知的財産権の適切な取得に失敗する。 例：特許庁からの拒絶理由通知等に対する対応が不適切 など	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○			
1-1-19' 知的財産権の管理の失敗	知的財産権の管理の失敗	知的財産権の管理にミスが発生する。 例：手続き期間の経過 など	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○			
1-1-20' 本学の知的財産権の侵害	本学の知的財産権の侵害	本学の知的財産権が侵害される。	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○			
1-1-21' 本学による知的財産権の侵害	本学による知的財産権の侵害	発明者との間で争いが生じる。	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○			
1-1-22' 発明者との紛争	発明者との紛争	共同出願人（共有特許権者）との紛争	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○			
1-1-23' 共同出願人（共有特許権者）との紛争	共同出願人（共有特許権者）との紛争	海外の共同出願人との紛争	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○			
1-1-24' 外為法の規制対象となる貨物・役務を適切な手続きを経ずに海外へ提供（外国人研究者・留学生を除く）	外為法の規制対象となる貨物・役務を適切な手続きを経ずに海外へ提供（外国人研究者・留学生を除く）	外為法の規制対象となる貨物・役務を適切な手続きを経ずに海外へ提供（外国人研究者・留学生を除く）	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○			
1-1-25' 外為法の規制対象の技術に関する情報の海外学会での発表	外為法の規制対象の技術に関する情報の海外学会での発表	研究者が外為法の規制対象となる技術を、適切な手続きを経ず、海外学会で発表してしまう。	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○			
1-1-26' 外国人研究者、留学生等による外為法の規制対象の貨物、技術の持ち出し	外国人研究者、留学生等による外為法の規制対象の貨物、技術の持ち出し	受け入れられた外国人研究者、留学生が外為法の規制対象となる資機材（貨物）：技術（役務）を、適切な手続きを経ず、自国へ持ち帰る。	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○			
1-1-27' 各国の法令に合わない海外生物サンプル等の採取	各国の法令に合わない海外生物サンプル等の採取	海外の生物サンプル等を、各国の法令で定められた適切な手続きを経ず、採取する。	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○			
1-1-28' 外国人研究者、留学生等による生物サンプルの持込等	外国人研究者、留学生等による生物サンプルの持込等	外国人研究者、留学生等が海外の生物サンプルを、適切な手続きを経ず、本学に持ち込む。	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○			
1-1-29' 海外の生物サンプルを無断で日本に持ち込む	海外の生物サンプルを無断で日本に持ち込む	本学の日本人研究者が、海外の生物サンプルを、適切な手続きを経ず、日本に持ち込んでしまう。	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○			
1-1-30' 研究者から海外の生物サンプルを受取	研究者から海外の生物サンプルを受取	海外の共同研究者から生物サンプルを、適切な手続きを経ず、受け取ってしまう。	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○			
1-1-31' 不適切な利益相反状態	不適切な利益相反状態	利益相反関係にあるにもかかわらず、マネジメントがなされていない。 例：個人または組織の利益相反を適切に開示せずに、産学連携活動に従事、又は研究成果を発表 など	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○			
1-1-32' 情報漏洩	情報漏洩	教職員が秘匿すべき情報を漏洩する。 例：他社の営業秘密の漏洩、守秘義務違反、秘密情報を含むメールの誤送信 など	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○			

大分類	中分類	小分類	原因の一例	産学連携との関連性 (○：産学連携、 ○：関連性高、 △：関連性高い(医学部限定))
産学連携	1-1 企業との産学連携契約に関するトラブル	1-1-1' 明文の取決めがない成果有体物の譲渡	研究者・企業等の契約への意識が希薄 など	○
産学連携	1-2 産学連携の縮小、不適切な企業との連携	1-2-1' 民間資金の獲得の失敗	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○
産学連携	1-3 知的財産の保護、尊重にかかわるリスク	1-3-1' 特許法上の新規性を喪失	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○
産学連携	1-4 安全確保貿易管理制度、または生物多様性条約を逸脱	1-4-1' 外為法の規制対象となる貨物・役務を適切な手続きを経ずに海外へ提供（外国人研究者・留学生を除く）	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○
産学連携	1-5 不適切な利益相反状態	1-5-1' 不適切な利益相反状態	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○
産学連携	1-6 情報漏洩	1-6-1' 情報漏洩	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○

2-1	経営戦略の失敗	2-1	建学の理念の欠如	2-1'	建学の理念が不明確・不適切または欠如している。	2-1'	建学の理念が不明確・不適切または欠如している。	2-1'	建学の理念について、教職員等の理解度が十分でない ・経営層の交代により基本理念が継承されていない など 教育・研究組織及び事務組織の両面が確立していない など	
2-2	経営戦略の失敗	2-2	自律的な組織運営の欠如	2-2'	本学の個性を生かした組織運営ができていない。	2-2'	本学の個性を生かした組織運営ができていない。	2-2'	・全学の総覧により、中期計画を策定していない ・経営環境（内部・外部）と経営資源（ヒト・モノ・カネ等）の変化も分析が不足 ・中期計画の進捗度を定期的に評価し、結果の活用や見直しを行っていない ・本学の基本理念を踏まえた中期計画を追求していない ・教職員の理解度と組織一丸となって目標を達成する取組が進まない など	
2-3	経営戦略の失敗	2-3	中期計画の不備	2-3'	中期計画が本学の基本理念や中期目標を表現する内容とあっていない。	2-3'	中期計画が本学の基本理念や中期目標を表現する内容とあっていない。	2-3'	・全学の総覧により、中期計画を策定していない ・経営環境（内部・外部）と経営資源（ヒト・モノ・カネ等）の変化も分析が不足 ・中期計画の進捗度を定期的に評価し、結果の活用や見直しを行っていない ・本学の基本理念を踏まえた中期計画を追求していない ・教職員の理解度と組織一丸となって目標を達成する取組が進まない など	
2-4	経営戦略の失敗	2-4	経営情報の伝達不備	2-4'	教育研究等の状況・結果及び予算執行状況などの情報を上層部が収集することができない。	2-4'	教育研究等の状況・結果及び予算執行状況などの情報を上層部が収集することができない。	2-4'	・担当部署が不明確 ・セクショナルイズム など	
2-5	経営戦略の失敗	2-5	中期計画などの未達成	2-5'	中期計画などの未達成	2-5'	中期計画などの未達成	2-5'	・評価面が問われる中で、教職員の理解度と組織一丸となって目標達成に向けた動きが不十分 ・目的達成に関する意識の共有化できていない ・年度計画の進捗管理の不備 など	
2-6	経営戦略の失敗	2-6	年度計画の不備	2-6'	年度計画が本学の基本理念や中期目標・計画を表現する内容となっていない。	2-6'	年度計画が本学の基本理念や中期目標・計画を表現する内容となっていない。	2-6'	・全学の総覧により、年度計画を策定していない ・外部研究資金、寄附金などの自己収入を増加させる方策が立てられていない など	
2-7	経営戦略の失敗	2-7	業務拡大の失敗	2-7'	業務拡大に向けた投資が失敗する。 例：学部の新設、拠点拡大など	2-7'	業務拡大に向けた投資が失敗する。 例：学部の新設、拠点拡大など	2-7'	・大学院・学部・学科の新設や改編に際し、入学者が当初計画に達しない ・外部資金の受入件数の増に伴う業務量の増加 など	
2-8	経営戦略の失敗	2-8	国際化への対応の不備	2-8'	国際的な研究・教育活動への対応ができていない。	2-8'	国際的な研究・教育活動への対応ができていない。	2-8'	・留学生に向けた広報が不十分 ・海外の法政等の専門家が少ない ・国際産学連携が抱える課題が明らかになっておらず、対応策が検討できていない など	
2-9	経営戦略の失敗	2-9	設備投資計画の不備	2-9'	設備投資の意思決定の際、非効率な投資を行う。	2-9'	設備投資の意思決定の際、非効率な投資を行う。	2-9'	・施設設備の具体的な計画とそれを支える財政計画がない など ・業務量の削減や処理の迅速化などをサポートする情報システムを整備・運用されていない ・本学の意思決定のための情報システムの整備に改善の余地がある ・情報システム間でのデータの連携などに課題 など	
2-10	経営戦略の失敗	2-10	戦略とIT投資の不一致	2-10'	本学が現在および将来の業務上のニーズを有効にサポートするような効果的な情報システムを持っていない。	2-10'	本学が現在および将来の業務上のニーズを有効にサポートするような効果的な情報システムを持っていない。	2-10'	・失敬や不都合な事象などを積極的に報告し、改善に向けて取り組み組織風土が弱い など ・リスク管理に対する教育が不徹底である など	
2-11	経営戦略の失敗	2-11	障への日常化	2-11'	重大な不祥事の隠ぺいが発覚する。 ・ミスや不祥事の隠ぺいが日常化する。	2-11'	重大な不祥事の隠ぺいが発覚する。 ・ミスや不祥事の隠ぺいが日常化する。	2-11'	・リスク管理に対する教育が不徹底である など	
2-12	経営戦略の失敗	2-12	リスク管理監視の組織風土	2-12'	リスク管理に対する意識が組織的に低い。	2-12'	リスク管理に対する意識が組織的に低い。	2-12'	・体系的なリスク管理を有する部門がない ・体系的なリスクの洗い出しをしていない ・本学の就業認識と分析が不足しておりリスクが認識できていない ・主要なリスクへの対応方針が明確となっていない ・問題解決のためのリスク情報の伝達経路が確立されていない。または機能していない ・内部通報制度が不備、不正の兆候や事実が理事や監事に伝わらない ・役員会等でリスクマネジメントや危機管理について議論されていない など	
2-13	経営戦略の失敗	2-13	リスク管理体制の不備	2-13'	総合的なリスク管理のための組織体制やリスク管理の手続きなどが整備されていない。 ※ No.1-24'～No.1-31'を除く。	2-13'	総合的なリスク管理のための組織体制やリスク管理の手続きなどが整備されていない。 ※ No.1-24'～No.1-31'を除く。	2-13'	・業績評価方法が存在しない ・経営戦略と整合していない業績評価方法を採用している など ・中期計画等が全学的に共有されていない ・適切な評価方法が存在しない など	
2-14	経営戦略の失敗	2-14	不適切な目標達成指標	2-14'	目標達成の評価結果が不適格で信頼性が薄い。 例：業績評価方法が存在しない、経営戦略と整合していない業績評価方法を採用している など	2-14'	目標達成の評価結果が不適格で信頼性が薄い。 例：業績評価方法が存在しない、経営戦略と整合していない業績評価方法を採用している など	2-14'	・業績評価方法が存在しない ・経営戦略と整合していない業績評価方法を採用している など	
2-15	経営戦略の失敗	2-15	計画等の不整合	2-15'	全学の方針と各部門の業務目標、学部等の目標、個人目標等の整合が取れていない。	2-15'	全学の方針と各部門の業務目標、学部等の目標、個人目標等の整合が取れていない。	2-15'	・自己点検・評価のための体制が確立されていない ・自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ組織運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていない。	
2-16	経営戦略の失敗	2-16	自己点検・評価の実施体制の不備	2-16'	自己点検・評価のための体制が確立されていない。	2-16'	自己点検・評価のための体制が確立されていない。	2-16'	・教職員間のコミュニケーションが十分とれていない ・情報共有や認識欠如により各種トラブルが発生する ・役員会などの決定方針が、全部門・全教職員に周知徹底されていない ・教職員からの意見を反映させる仕組みが機能していない など	
2-17	経営戦略の失敗	2-17	コミュニケーションの欠如	2-17'	組織として必要な情報を伝達するコミュニケーションが欠如している。	2-17'	組織として必要な情報を伝達するコミュニケーションが欠如している。	2-17'	・各組織間の縦割意識が強く横断的な考えに基づいて業務が実行できない など ・権限の所在が不明確 ・権限の集中 など	
2-18	経営戦略の失敗	2-18	セクショナルイズム	2-18'	各部門の業務遂行において、組織全体的な視野が欠如する。 例：それぞれの権限や利害がごちゃごちゃしている など	2-18'	各部門の業務遂行において、組織全体的な視野が欠如する。 例：それぞれの権限や利害がごちゃごちゃしている など	2-18'	・権限の所在が不明確 ・権限の集中 など	
2-19	経営戦略の失敗	2-19	各部門の当事者意識の欠如	2-19'	入任者の風土が強い。 ・起業部門に当事者意識がない。 例：トップダウンが強い など	2-19'	入任者の風土が強い。 ・起業部門に当事者意識がない。 例：トップダウンが強い など	2-19'	・権限の所在が不明確 ・権限の集中 など	
2-20	経営戦略の失敗	2-20	役員会などの機能不全	2-20'	役員会などが全学の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する能力を有していない。	2-20'	役員会などが全学の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する能力を有していない。	2-20'	・審議結果が意見交換が大学運営に適切にフィードバックされていない ・学長を中心とする役員会などが全学の最終的な決定機関として機能していない ・役員会などの開催回数が少ない、形式化している など	
2-21	経営戦略の失敗	2-21	教育研究評議会の機能不全	2-21'	教育研究方針等を形成する組織と意思決定過程が、本学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよと整備されていない。または十分に機能していない。	2-21'	教育研究方針等を形成する組織と意思決定過程が、本学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよと整備されていない。または十分に機能していない。	2-21'	・開校回数が少ない ・開催が形式化している など	
2-22	経営戦略の失敗	2-22	不明確な責任と権限の付与	2-22'	各会議体、役員、教職員の責任と権限があいまいなために、適時に適切な業務執行が行われていない。または、職務権限以上の行為をする。	2-22'	各会議体、役員、教職員の責任と権限があいまいなために、適時に適切な業務執行が行われていない。または、職務権限以上の行為をする。	2-22'	・本部と部署の機能・責任分担関係が明確に定められていない ・各機関の権限関係が定められていない ・組織図上、各職務の責任者が明確になっていない ・職務権限規程が整備されていない など	
2-23	経営戦略の失敗	2-23	決定権限の集中	2-23'	組織運営の決定権限が特定の理事に集中している。 ・学長の権限が大きく、役員会、各種協議会、監事監査などによる監督・監査が十分に機能していない	2-23'	組織運営の決定権限が特定の理事に集中している。 ・学長の権限が大きく、役員会、各種協議会、監事監査などによる監督・監査が十分に機能していない	2-23'	・部局、下位職への権限移譲が進んでいない ・学長・理事に権限が集中している など	
2-24	経営戦略の失敗	2-24	不適切な職務分掌	2-24'	業務プロセスにおいて、相互牽制機能が十分機能せず、適切にチェックがされない。	2-24'	業務プロセスにおいて、相互牽制機能が十分機能せず、適切にチェックがされない。	2-24'	・組織の原則に沿った職務分掌規程の整備が不十分 ・重要事項に関するダブルチェックなどが徹底されておらず、内部牽制体制が確立されていない ・職務の分離又は内部牽制が不十分 ・使途不明・不正利用・二重簿簿作成などの不適正な会計処理が生じないよう、十分なチェックが行われていない	
2-25	経営戦略の失敗	2-25	規程・マニュアル類の管理の不備	2-25'	規程・マニュアル類の整備・見直しを随時行っていない。 ・規程に即した運営が行っていない。	2-25'	規程・マニュアル類の整備・見直しを随時行っていない。 ・規程に即した運営が行っていない。	2-25'	・規程の見直しに際し、業務プロセスと規程との整合が図られていない など	
2-26	経営戦略の失敗	2-26	危機管理体制の不備	2-26'	災害、事故、大規模システム障害などの危機発生時に緊急時対応計画が十分に機能しない。 ・教職員の危機意識の欠如により報告連絡報告が発生する。 ・発生時の対応（人構禁止、休講等）についての意思決定が遅れる。 など	2-26'	災害、事故、大規模システム障害などの危機発生時に緊急時対応計画が十分に機能しない。 ・教職員の危機意識の欠如により報告連絡報告が発生する。 ・発生時の対応（人構禁止、休講等）についての意思決定が遅れる。 など	2-26'	・緊急時ににおける連絡システムの存在・利用方法等に関する全学生及び教職員への周知が徹底されていない ・危機管理体制の未整備（危機管理マニュアルの不備がある、作成していない） ・危機発生時に危機管理マニュアルが有効に機能するための啓発活動が十分になされていない ・防災訓練が不十分である など	
2-27	経営戦略の失敗	2-27	倫理観、職業観の欠如	2-27'	様々な価値観を認め、多様な人材を受け入れる必要がある一方、共通の倫理観や職業観を涵養する必要があるが、これらが大きく欠如している。	2-27'	様々な価値観を認め、多様な人材を受け入れる必要がある一方、共通の倫理観や職業観を涵養する必要があるが、これらが大きく欠如している。	2-27'	・適切な監理に必要な環境、情報が提供されていない ・監査結果が大学運営にフィードバックされていない など ・内部監査部門の独立性が担保されていない ・技術ノウハウを有した監査人がいない ・監査結果が大学運営にフィードバックされていない など	
2-28	経営戦略の失敗	2-28	監事監査の機能不全	2-28'	監事による監査が機能していない。もしくは不十分である。	2-28'	監事による監査が機能していない。もしくは不十分である。	2-28'	・監査機能の機能不全 など	
2-29	経営戦略の失敗	2-29	内部監査の機能不全	2-29'	内部監査部門が有効に機能していない。	2-29'	内部監査部門が有効に機能していない。	2-29'	・教職員への不正・不作為行為に関する教育不足（FDがうまく活用されていない） など ・役員や教職員への周知不足 など	
2-30	経営戦略の失敗	2-30	役員の不正・不作為行為	2-30'	役員が、内部統制を無視し、業務上や業務外で固陋的な不正・不作為行為を行う。 例：大学資産の横領、贈収賄、善管注意義務違反が発生 など	2-30'	役員が、内部統制を無視し、業務上や業務外で固陋的な不正・不作為行為を行う。 例：大学資産の横領、贈収賄、善管注意義務違反が発生 など	2-30'	・出資事業、関連公益法人への監査機能不全 など	
2-31	経営戦略の失敗	2-31	教職員の不正・不作為行為	2-31'	教職員が、業務上や業務外で不正・不作為行為を行う。 例：業者との癒着、公金の横領、各種情報の不正利用 など	2-31'	教職員が、業務上や業務外で不正・不作為行為を行う。 例：業者との癒着、公金の横領、各種情報の不正利用 など	2-31'	・職員への教育不足や人事異動などで理解している担当者が少ない ・複数部署で対応すべきにもかかわらず、セクショナルイズムになってしまい、有機的な連携ができていない など	
2-32	経営戦略の失敗	2-32	インサイダー取引の発生	2-32'	役員・教職員によるインサイダー取引が発生する。	2-32'	役員・教職員によるインサイダー取引が発生する。	2-32'	・教職員が社会的勢力と不適切な関係を持っている ・学内での社会的勢力との関係の洗い出しが不十分 など	
2-33	経営戦略の失敗	2-33	出資事業や関連法人等における不祥事の発生(コンプライアンス違反)	2-33'	本学が分担金を出資する後援後援機関（TLO）や関連公益法人等における不祥事などが発生する。 教育研究分野の規制法規に違反する。 例：国立大学法人法、補助金適正化法、消防法、廃棄物処理法、食品衛生法 など ※ No.1-24'～No.1-30'及びNo.2-32'を除く。 ・黒力団、総会屋などの反社会的勢力がから不当な要求を受ける。 ・反社会的勢力からの資金提供や不当な利益誘導を目的とした資金・物品や後援の提供を受ける。 例：天下りの受け入れ など	2-33'	本学が分担金を出資する後援後援機関（TLO）や関連公益法人等における不祥事などが発生する。 教育研究分野の規制法規に違反する。 例：国立大学法人法、補助金適正化法、消防法、廃棄物処理法、食品衛生法 など ※ No.1-24'～No.1-30'及びNo.2-32'を除く。 ・黒力団、総会屋などの反社会的勢力がから不当な要求を受ける。 ・反社会的勢力からの資金提供や不当な利益誘導を目的とした資金・物品や後援の提供を受ける。 例：天下りの受け入れ など	2-33'	・出資事業、関連公益法人への監査機能不全 など	
2-34	経営戦略の失敗	2-34	各種業法・その他法令違反	2-34'	各種業法・その他法令違反	2-34'	各種業法・その他法令違反	2-34'	・職員への教育不足や人事異動などで理解している担当者が少ない ・複数部署で対応すべきにもかかわらず、セクショナルイズムになってしまい、有機的な連携ができていない など	
2-35	経営戦略の失敗	2-35	反社会的勢力との不適切な関係	2-35'	反社会的勢力からの資金提供や不当な利益誘導を目的とした資金・物品や後援の提供を受ける。	2-35'	反社会的勢力からの資金提供や不当な利益誘導を目的とした資金・物品や後援の提供を受ける。	2-35'	・教職員が社会的勢力と不適切な関係を持っている ・学内での社会的勢力との関係の洗い出しが不十分 など	
2-36	経営戦略の失敗	2-36	政治家・監督官庁などの不適切な関係	2-36'	政治家・監督官庁が学内での不祥事が学内で対応される前にマスコミやインターネット上の場示板などに告発される。	2-36'	政治家・監督官庁が学内での不祥事が学内で対応される前にマスコミやインターネット上の場示板などに告発される。	2-36'	・監督官庁との不適切な関係の存在 ・人事基準が不明確 など	
2-37	経営戦略の失敗	2-37	内部告発の発生	2-37'	内部告発の発生	2-37'	内部告発の発生	2-37'	・公益通報窓口が周知されておらず、機能していない など	

研究	3-1 研究の品質向上に関する体制・施策の不備	3-2 公的・私的資金の管理・不正受給・不正使用	3-3 研究倫理の欠如	3-4 自己収入(公的資金)獲得の失敗	3-5 研究倫理の欠如	3-6 研究倫理の欠如	3-7 自己収入(公的資金)獲得の失敗	3-8 毒物・劇物の取扱いの不備	3-9 危険物質の取扱いの不備	3-10 環境汚染・放射線汚染・感染症の発生	3-11 動物実験施設及び飼育施設の不適切な管理	4-1 教育研究施設の整備の不備	4-2 設備・装置の維持管理の不備	4-3 保有施設・設備の事故	4-4 衛生管理の不備	4-5 警備体制の不備	4-6 不適切なシステムの企画・立案・運用	4-7 バックアップデータの欠如	4-8 ハードウェアの損傷・故障	4-9 ソフトウェアの不具合	4-10 物理的情報セキュリティ対策の不備	4-11 ネットワークの脆弱性	4-12 アクセス管理の不備	4-13 記録媒体などの紛失	4-14 環境対応の不徹底	5-1 不明確な職員人事方針	5-2 不明確な教員人事方針	5-3 人件費の増大	5-4 職員確保の失敗	5-5 教員・研究者確保の失敗	5-6 優秀な人材の喪失	5-7 不適切な職員の(研究支援者以外)配置	5-8 不適切な教員配置	5-9 専門技能継承の失敗	5-10 職員育成の不備	5-11 不公平な評価制度	5-12 教職員などの差別待遇	5-13 雇用手続きが煩雑	5-14 労働基準法違反の発生	5-15 サービス残業の発生	5-16 長時間労働の発生	5-17 身体的健康被害の発生	5-18 精神的健康被害の発生	5-19 労働争議の発生	5-20 教職員などの不当な解雇	5-21 教職員との訴訟の発生	5-22 外国籍職員の在留期限・在留資格の更新による不法就労
教育研究上において、他大学(国内、海外含む)との適切な関係構築が確保されていない。 例：単位互換、留学籍制度 など	研究の品質の向上に関する体制や施策の不備などがある。 例：競争的資金の獲得、共同研究の構築の支援体制・施策 など	公的・私的資金の管理に関する体制が整備されていない。 例(結果)：データの捏造・改ざんや不正使用、臨床研究実施において法令や指針の違反、など ※ No.3-4、No.3-5を除く。	公的・私的資金の獲得に失敗し、財務内容の改善に関する目標が達成できない。 例(結果)：データの捏造・改ざんや不正使用、臨床研究実施において法令や指針の違反、など ※ No.3-4、No.3-5を除く。	公的・私的資金が獲得できず、研究が活性化できない。 例(結果)：データの捏造・改ざんや不正使用、臨床研究実施において法令や指針の違反、など ※ No.3-4、No.3-5を除く。	公的・私的資金が獲得できず、研究が活性化できない。 例(結果)：データの捏造・改ざんや不正使用、臨床研究実施において法令や指針の違反、など ※ No.3-4、No.3-5を除く。	公的・私的資金が獲得できず、研究が活性化できない。 例(結果)：データの捏造・改ざんや不正使用、臨床研究実施において法令や指針の違反、など ※ No.3-4、No.3-5を除く。	毒物・劇物の事故や紛失などのトラブルが発生する。 例：毒物・劇物の盗運や学外への流出、国際検疫動物質の不適切な管理による学外への搬入 など	毒物・劇物の事故や紛失などのトラブルが発生する。 例：毒物・劇物の盗運や学外への流出、国際検疫動物質の不適切な管理による学外への搬入 など	環境汚染や放射線汚染・感染症が発生する。 例：飼育施設の不適切な管理により、遺伝子組換え生物が飼育施設外へ流出する。	実験動物及び飼育施設の不適切な管理により、実験動物及び教職員に危害が及ぶ。 例：教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備されていない。	教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備されていない。 例：校地、校舎、図書、体育施設、附属施設 など 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持されていない。有効活用されていない。 例：校地、校舎、図書、体育施設、附属施設 など	保有する施設・設備の事故が発生する。 例：学生食堂や学生寮における衛生管理の不備により、食中毒等が発生する。	学生食堂や学生寮における衛生管理の不備により、食中毒等が発生する。 例：学生食堂や学生寮における衛生管理の不備により、食中毒等が発生する。	本学や学生宿舎地区などで、強盗・盗難・不法侵入にあう。 例：情報システムの企画・立案・運用・構築が適切に実施されていない。	本学や学生宿舎地区などで、強盗・盗難・不法侵入にあう。 例：情報システムの企画・立案・運用・構築が適切に実施されていない。	バックアップデータの欠如 例：バックアップデータの欠如	ハードウェアの損傷・故障 例：ハードウェアの損傷・故障	ソフトウェアの不具合 例：ソフトウェアの不具合・操作ミス等により情報の機密性、完全性、可用性が十分に確保できない。 例：ソフトウェアの不具合・操作ミス等により情報の機密性、完全性、可用性が十分に確保できない。	物理的情報セキュリティ対策の不備 例：物理的情報セキュリティ対策の不備	ネットワークの脆弱性 例：ネットワークの脆弱性	アクセス管理の不備 例：アクセス管理の不備	記録媒体などの紛失 例：記録媒体などの紛失	環境対応の不徹底 例：環境対応の不徹底	不明確な職員人事方針 例：不明確な職員人事方針	不明確な教員人事方針 例：不明確な教員人事方針	人件費の増大 例：人件費の増大	職員確保の失敗 例：職員確保の失敗	教員・研究者確保の失敗 例：教員・研究者確保の失敗	優秀な人材の喪失 例：優秀な人材の喪失	不適切な職員の(研究支援者以外)配置 例：不適切な職員の(研究支援者以外)配置	不適切な教員配置 例：不適切な教員配置	専門技能継承の失敗 例：専門技能継承の失敗	職員育成の不備 例：職員育成の不備	不公平な評価制度 例：不公平な評価制度	教職員などの差別待遇 例：教職員などの差別待遇	雇用手続きが煩雑 例：雇用手続きが煩雑	労働基準法違反の発生 例：労働基準法違反の発生	サービス残業の発生 例：サービス残業の発生	長時間労働の発生 例：長時間労働の発生	身体的健康被害の発生 例：身体的健康被害の発生	精神的健康被害の発生 例：精神的健康被害の発生	労働争議の発生 例：労働争議の発生	教職員などの不当な解雇 例：教職員などの不当な解雇	教職員との訴訟の発生 例：教職員との訴訟の発生	外国籍職員の在留期限・在留資格の更新による不法就労 例：外国籍職員の在留期限・在留資格の更新による不法就労		
インフラ(施設・情報)	研究の品質向上に関する体制・施策の不備	公的・私的資金の管理・不正受給・不正使用	研究倫理の欠如	自己収入(公的資金)獲得の失敗	研究倫理の欠如	研究倫理の欠如	自己収入(公的資金)獲得の失敗	毒物・劇物の取扱いの不備	危険物質の取扱いの不備	環境汚染・放射線汚染・感染症の発生	動物実験施設及び飼育施設の不適切な管理	教育研究施設の整備の不備	設備・装置の維持管理の不備	衛生管理の不備	警備体制の不備	不適切なシステムの企画・立案・運用	バックアップデータの欠如	ハードウェアの損傷・故障	ソフトウェアの不具合	物理的情報セキュリティ対策の不備	ネットワークの脆弱性	アクセス管理の不備	記録媒体などの紛失	環境対応の不徹底	不明確な職員人事方針	不明確な教員人事方針	人件費の増大	職員確保の失敗	教員・研究者確保の失敗	優秀な人材の喪失	不適切な職員の(研究支援者以外)配置	不適切な教員配置	専門技能継承の失敗	職員育成の不備	不公平な評価制度	教職員などの差別待遇	雇用手続きが煩雑	労働基準法違反の発生	サービス残業の発生	長時間労働の発生	身体的健康被害の発生	精神的健康被害の発生	労働争議の発生	教職員などの不当な解雇	教職員との訴訟の発生	外国籍職員の在留期限・在留資格の更新による不法就労	
人事	競争的資金等の獲得が減少することにより研究費の確保が困難になり、研究が推進できていない 共同研究件数が減少し、産学連携活動が縮小され、研究成果の社会への還元ができていない など	公的・私的資金の管理・不正受給・不正使用 例(結果)：データの捏造・改ざんや不正使用、臨床研究実施において法令や指針の違反、など ※ No.3-4、No.3-5を除く。	公的・私的資金の獲得に失敗し、財務内容の改善に関する目標が達成できない。 例(結果)：データの捏造・改ざんや不正使用、臨床研究実施において法令や指針の違反、など ※ No.3-4、No.3-5を除く。	公的・私的資金が獲得できず、研究が活性化できない。 例(結果)：データの捏造・改ざんや不正使用、臨床研究実施において法令や指針の違反、など ※ No.3-4、No.3-5を除く。	公的・私的資金が獲得できず、研究が活性化できない。 例(結果)：データの捏造・改ざんや不正使用、臨床研究実施において法令や指針の違反、など ※ No.3-4、No.3-5を除く。	公的・私的資金が獲得できず、研究が活性化できない。 例(結果)：データの捏造・改ざんや不正使用、臨床研究実施において法令や指針の違反、など ※ No.3-4、No.3-5を除く。	毒物・劇物の事故や紛失などのトラブルが発生する。 例：毒物・劇物の盗運や学外への流出、国際検疫動物質の不適切な管理による学外への搬入 など	毒物・劇物の事故や紛失などのトラブルが発生する。 例：毒物・劇物の盗運や学外への流出、国際検疫動物質の不適切な管理による学外への搬入 など	環境汚染や放射線汚染・感染症が発生する。 例：飼育施設の不適切な管理により、遺伝子組換え生物が飼育施設外へ流出する。	実験動物及び飼育施設の不適切な管理により、実験動物及び教職員に危害が及ぶ。 例：教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備されていない。	教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備されていない。 例：校地、校舎、図書、体育施設、附属施設 など 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持されていない。有効活用されていない。 例：校地、校舎、図書、体育施設、附属施設 など	保有する施設・設備の事故が発生する。 例：学生食堂や学生寮における衛生管理の不備により、食中毒等が発生する。	学生食堂や学生寮における衛生管理の不備により、食中毒等が発生する。 例：学生食堂や学生寮における衛生管理の不備により、食中毒等が発生する。	本学や学生宿舎地区などで、強盗・盗難・不法侵入にあう。 例：情報システムの企画・立案・運用・構築が適切に実施されていない。	本学や学生宿舎地区などで、強盗・盗難・不法侵入にあう。 例：情報システムの企画・立案・運用・構築が適切に実施されていない。	バックアップデータの欠如 例：バックアップデータの欠如	ハードウェアの損傷・故障 例：ハードウェアの損傷・故障	ソフトウェアの不具合 例：ソフトウェアの不具合・操作ミス等により情報の機密性、完全性、可用性が十分に確保できない。 例：ソフトウェアの不具合・操作ミス等により情報の機密性、完全性、可用性が十分に確保できない。	物理的情報セキュリティ対策の不備 例：物理的情報セキュリティ対策の不備	ネットワークの脆弱性 例：ネットワークの脆弱性	アクセス管理の不備 例：アクセス管理の不備	記録媒体などの紛失 例：記録媒体などの紛失	環境対応の不徹底 例：環境対応の不徹底	不明確な職員人事方針 例：不明確な職員人事方針	不明確な教員人事方針 例：不明確な教員人事方針	人件費の増大 例：人件費の増大	職員確保の失敗 例：職員確保の失敗	教員・研究者確保の失敗 例：教員・研究者確保の失敗	優秀な人材の喪失 例：優秀な人材の喪失	不適切な職員の(研究支援者以外)配置 例：不適切な職員の(研究支援者以外)配置	不適切な教員配置 例：不適切な教員配置	専門技能継承の失敗 例：専門技能継承の失敗	職員育成の不備 例：職員育成の不備	不公平な評価制度 例：不公平な評価制度	教職員などの差別待遇 例：教職員などの差別待遇	雇用手続きが煩雑 例：雇用手続きが煩雑	労働基準法違反の発生 例：労働基準法違反の発生	サービス残業の発生 例：サービス残業の発生	長時間労働の発生 例：長時間労働の発生	身体的健康被害の発生 例：身体的健康被害の発生	精神的健康被害の発生 例：精神的健康被害の発生	労働争議の発生 例：労働争議の発生	教職員などの不当な解雇 例：教職員などの不当な解雇	教職員との訴訟の発生 例：教職員との訴訟の発生	外国籍職員の在留期限・在留資格の更新による不法就労 例：外国籍職員の在留期限・在留資格の更新による不法就労		

5-3	ハラスメントの発生	性的嫌がらせや、精神的暴力、いじめなどが発生する。 例：セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントなど	5-23	ハラスメントの発生	性的嫌がらせや、精神的暴力、いじめなどが発生する。 例：セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントなど	セクシュアルハラスメント以外の各種ハラスメントに対する体制に不備がある ・十分に罰則されていない 職員による不適切な相談対応が行われる可能性がある ・学生のストレス耐性の低下や教育研究成果に対する要求の高まり、人員削減、目標管理などの環境の変化への対応が十分となされていない ・法令遵守に関する意識の向上、並びにハラスメント防止のための啓発活動が十分になされていない ・相談体制、発生時の対応体制が整備されていない など
5-4	個人情報保護法違反	個人情報の利用目的の特定・制限、適正な取得、取得に際して利用目的の通知、及び苦情の処理などの取決めが違反する。 ・個人情報の漏洩が発生する。	5-24	個人情報保護法違反	個人情報の利用目的の特定・制限、適正な取得、取得に際して利用目的の通知、及び苦情の処理などの取決めが違反する。 ・個人情報の漏洩が発生する。	・教職員が個人情報情報を監視 ・個人情報取得に際するルールが未整備 ・文書紛失や漏洩対応ミス など
5-5	学内外(海外含む)における教職員の事故などの発生	学内外(海外含む)に出張者が事件や災害に巻き込まれる。 ・実験中の事故、建物の老朽に伴う落下物等による事故など、教職員の事故などの発生	5-25	学内外における教職員の事故などの発生	国内内外の赴任者、出張者が事件や災害に巻き込まれる。 ・実験中の事故、建物の老朽に伴う落下物等による事故など、教職員の事故などの発生	・外国において災害が発生した場合に本学学生や職員の安全を確認する態勢がない など 安全体制の不備 など
6-1	自然災害・重大感染症の発生	地震・火事・風水害が発生する。 ・重大感染症が発生する。	6-1	自然災害・重大感染症の発生	地震・火事・風水害が発生する。 ・重大感染症が発生する。	—
6-2	経済環境の変化	予想外の金利変動によって、高い借入コストまたは低い投資利回りとなり、本学に影響を与える経済環境の悪化が外部で発生する。	6-3	金利変動による不利益の発生	予想外の金利変動によって、高い借入コストまたは低い投資利回りとなり、本学に影響を与える経済環境の悪化が外部で発生する。	—
6-3	社会環境の変化	本学に影響を与える変化が外部で発生する。 例：教育研究に対する社会ニーズの変化、18歳人口の減少、グローバル化の進行による競争の激化、政策変更、入試制度の変更 など	6-4	経済環境の悪化	本学に影響を与える変化が外部で発生する。 例：教育研究に対する社会ニーズの変化、18歳人口の減少、グローバル化の進行による競争の激化、政策変更、入試制度の変更 など	—
6-4	他機関(他校など)の不祥事	親合する他校が引き起こした不祥事により、本学全体のイメージが悪化する。	6-6	他機関(他校など)の不祥事	親合する他校が引き起こした不祥事により、本学全体のイメージが悪化する。	—
6-5	不当な名義使用によるリスク	本学や本学教職員の名義を、許可なく営利目的の宣伝に利用する。 例：企業ホームページや広告等の商品説明・技術説明等に本学名義が用いられ、無許可で本学名等を記載する。 など	6-7	不当な名義使用によるリスク	本学や本学教職員の名義を、許可なく営利目的の宣伝に利用する。 例：企業ホームページや広告等の商品説明・技術説明等に本学名義が用いられ、無許可で本学名等を記載する。 など	・共同研究契約等で各名義使用に関して規定していない ・学内チャット体制の不備 ・広報体制の不備 など
7-1	不適切な広報活動	財務報告に関する適正な情報が正確に伝わり、学納金や光熱費などの回収率に悪影響を及ぼす。 ・本学で生じた出来事やトランプルを適切に発信できない。 ・本学が主催するイベントやセミナーの内容が不適切な情報で伝わり、関係者から苦情が寄せられる。	7-1	不適切な広報活動	財務報告に関する適正な情報が正確に伝わり、学納金や光熱費などの回収率に悪影響を及ぼす。 ・本学で生じた出来事やトランプルを適切に発信できない。 ・本学が主催するイベントやセミナーの内容が不適切な情報で伝わり、関係者から苦情が寄せられる。	研究、教育成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていない など ・施設開放、公開講座など、本学が持っている物的・人的資源が十分に社会に提供されていない ・地域社会に所在する本学としての存在意義を発揮するため、地域への情報発信、交流、連携を積極的に進めていない など ・周辺住民との交流が少なくない ・周辺住民への説明が不足 など
7-2	地域との連携の遅れ	社会・地域との関係の中で、その役割を果たすための社会的連携活動が行われていない。 ・学生や教職員が地域住民等とトランプルを提起し、または地域住民や他者が学内で事件やトランプルを提起することによるリスク。 ・周辺住民の反対により、校舎・研究施設等の新設や業務の実施が困難になる。	7-2	地域連携活動の遅れ	社会・地域との関係の中で、その役割を果たすための社会的連携活動が行われていない。 ・学生や教職員が地域住民等とトランプルを提起し、または地域住民や他者が学内で事件やトランプルを提起することによるリスク。 ・周辺住民の反対により、校舎・研究施設等の新設や業務の実施が困難になる。	・施設開放、公開講座など、本学が持っている物的・人的資源が十分に社会に提供されていない ・地域社会に所在する本学としての存在意義を発揮するため、地域への情報発信、交流、連携を積極的に進めていない など ・周辺住民との交流が少なくない ・周辺住民への説明が不足 など
7-3	不適切な情報公開	情報公開法に定められた文書を適切に公開しておらず、説明責任が十分に果たされていない。	7-4	不適切な情報公開	情報公開法に定められた文書を適切に公開しておらず、説明責任が十分に果たされていない。	—
7-4	苦情・不祥事への不適切な対応	不適切な苦情処理を行う。 ・不祥事発生の際に、監督官庁・警察への報告や是正措置の実施が遅れる。	7-5	苦情対応の不備	不適切な苦情処理を行う。 ・不祥事発生の際に、監督官庁・警察への報告や是正措置の実施が遅れる。	・苦情処理する体制が未整備 など ・適時に適切な調査や報告を行う体制整備が不十分 ・隠ぺい体質の存在 など
7-5	マスコム対応、問い合わせ対応上のリスク	適時適切なマスコム対応に失敗する。	7-7	マスコム対応、問い合わせ対応上のリスク	適時適切なマスコム対応に失敗する。	・役員による失言 ・不明確な情報提供 ・危機管理広報体制の不備 など
8-1	財務処理の失敗	予算管理に関する手続きが明確に定められていないため、適切な管理ができない。 ・学納金の返還、給与(初任給、請手当含む)等に関する財務処理においてミスが発生する。 ・未収金管理が適切に行われていないため、学納金や光熱費などの回収率に悪影響を及ぼす。	8-1	不適切な予算管理	予算管理に関する手続きが明確に定められていない など 理由がでない。 学納金の返還、給与(初任給、請手当含む)等に関する財務処理においてミスが発生する。 ・未収金管理が適切に行われておらず、学納金や光熱費などの回収率に悪影響を及ぼす。	・予算管理に関する手続きが明確に定められていない など ・不適切な財務システムの導入 ・財務処理体制の不備 ・初任給決定に係る不備、請手当認定の誤り など 債権発生への通知の不備をはじめ、未収金管理が適切に行われていない など 能力などを考慮しない不適切な人事異動 ・庶務費などの不備 ・役員及び教職員が会計(財政)の仕組みを十分理解していない ・監督機能の不全 など
8-2	不適切な財務報告	財務報告に関する適正な情報が正確に伝わり、学納金や光熱費などの回収率に悪影響を及ぼす。 ・本学で生じた出来事やトランプルを適切に発信できない。 ・本学が主催するイベントやセミナーの内容が不適切な情報で伝わり、関係者から苦情が寄せられる。	8-4	不適切な財務報告	財務報告に関する適正な情報が正確に伝わり、学納金や光熱費などの回収率に悪影響を及ぼす。 ・本学で生じた出来事やトランプルを適切に発信できない。 ・本学が主催するイベントやセミナーの内容が不適切な情報で伝わり、関係者から苦情が寄せられる。	・学内への経理処理ルール周知不足 ・研究者が公的資金の使用ルールを十分に理解していない ・研究者のモラルの低下 など
8-3	経理不正	委託先や調達先が本学の契約を逸脱した行動を取ったり、倒産や生産拒否を行うことで本学の業務遂行が困難になる。 ・契約審査が不十分なため、本学に不利益な契約を締結したり、契約内容の細則により契約元とトランプルが発生する。 ・取引先の選定基準が不明確で、コストや品質を伴わない取引が行われる。	8-5	経理不正	委託先や調達先が本学の契約を逸脱した行動を取ったり、倒産や生産拒否を行うことで本学の業務遂行が困難になる。 ・契約審査が不十分なため、本学に不利益な契約を締結したり、契約内容の細則により契約元とトランプルが発生する。 ・取引先の選定基準が不明確で、コストや品質を伴わない取引が行われる。	・資産や備品の管理・現物確認の不備 など ・全学的観点から資産の柔軟な活用計画が策定されていない ・複数年にわたって使用されない、あるいは活用見込みのない資産を保有している など
8-4	資産・備品の管理	資産・備品の管理の不備 ・十分な資産・備品管理	8-6	資産・備品の管理の不備	資産・備品の管理の不備 ・十分な資産・備品管理	・契約審査手続きが不十分 ・契約管理体制が不十分 ・研究者の契約への意識が薄い、など ・請負業者の倒産 ・請負業者が生産拒否 など ・消遣や守備などの業務委託先に提供するサービスの品質不足 など ・不適切な取引先への発注を防ぐための選定基準ができていない など ・調達システムの改善、複数年契約の対象拡大、業務全般のコスト分析による費用対効果の可視化等の経費削減が進んでいない ・人員の削減・縮減のための具体的な方策を立てていない ・経費の削減・削減のための具体的な方策の検討が進まない ・コストを削減する体制の不備や役職員の意識不足 など ・提携先の選定基準が曖昧 ・教育理念を踏まえた内容となっていない ・教育理念を踏まえた内容となっていない ・入学辞退者の想定が外れる、など ・問題作成過程での、問題原簿の管理が不十分。 ・問題作成時の出題範囲の確認が不十分 ・採点時の各問題の配点の確認が不十分 など ・監督者の意識が低い ・問題作成に際しては、教職員の人数が多い ・問題作成時の方法が情報管理という観点では不十分 ・教職員の不法行為 など ・社会ニーズ、本学の特色に関する分析が不足している、など ・社会ニーズ、本学の特色に関する分析が不足している、など
8-5	委託・調達に関するトランプル	委託先や調達先が本学の契約を逸脱した行動を取ったり、倒産や生産拒否を行うことで本学の業務遂行が困難になる。 ・契約審査が不十分なため、本学に不利益な契約を締結したり、契約内容の細則により契約元とトランプルが発生する。 ・取引先の選定基準が不明確で、コストや品質を伴わない取引が行われる。	8-12	不適切な取引先選定	委託先や調達先が本学の契約を逸脱した行動を取ったり、倒産や生産拒否を行うことで本学の業務遂行が困難になる。 ・契約審査が不十分なため、本学に不利益な契約を締結したり、契約内容の細則により契約元とトランプルが発生する。 ・取引先の選定基準が不明確で、コストや品質を伴わない取引先を選定する。	・不適切な取引先への発注を防ぐための選定基準ができていない など ・調達システムの改善、複数年契約の対象拡大、業務全般のコスト分析による費用対効果の可視化等の経費削減が進んでいない ・人員の削減・縮減のための具体的な方策を立てていない ・経費の削減・削減のための具体的な方策の検討が進まない ・コストを削減する体制の不備や役職員の意識不足 など ・提携先の選定基準が曖昧 ・教育理念を踏まえた内容となっていない ・教育理念を踏まえた内容となっていない ・入学辞退者の想定が外れる、など ・問題作成過程での、問題原簿の管理が不十分。 ・問題作成時の出題範囲の確認が不十分 ・採点時の各問題の配点の確認が不十分 など ・監督者の意識が低い ・問題作成に際しては、教職員の人数が多い ・問題作成時の方法が情報管理という観点では不十分 ・教職員の不法行為 など ・社会ニーズ、本学の特色に関する分析が不足している、など ・社会ニーズ、本学の特色に関する分析が不足している、など
9-1	入試・学生募集の失敗	入試問題の出題ミス、漏洩などが発生する。 ・学生募集戦略に失敗する。	9-2	入試問題の出題ミス	入試問題の出題ミスが発生する。 例：入試実施時のトランプル 例：交通状況の問題による開始時間の遅れ、入試における不正、進行ミスなど 例：入試問題の漏洩 例：問題作成教員の研究室への不法侵入、コピー機への一時記憶された入学者数を獲得することができない 計画した入学者数を獲得することができない 学部・学科の編制に失敗し、定員割れが発生する。 ・教育研究の組織(学部、学科、研究室、附属機関等)が適切に構成されておらず、各組織相互の適切な連携性が保たれていない。 ・社会的ニーズに即した適正規模の大学院課程・学生課程を実現するための教育研究組織が構築されていない。	・教育課程が、共通教育と専門教育との有機的接続に留意しながら、体系的に構成・実施されていない ・本学の責任体制と権限・役割が明確化されていない ・本学の基本理念及び学生ニーズや社会的必要に基づき学生課程における教育目的が設定されていない ・学生課程において、教育目的の教育課程や教育方法等に十分反映されていない ・学生課程において、体系的かつ適切に教育課程が教育課程の編成方針に即して設定されていない ・学生課程において、教育内容・方法に、特色ある工夫がなされていない ・学生課程において、教育目的の達成状況(学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケート等)を点検・評価していない、など
9-2	教育内容・体制の不備	教育研究組織の整備不備、教育課程の編成が不適切である。 ・教育方法の改善、授業評価を実施していない。	9-7	教育研究組織の整備不備	教育研究組織の整備不備、教育課程の編成が不適切である。 ・教育方法の改善、授業評価を実施していない。	・教育課程が、共通教育と専門教育との有機的接続に留意しながら、体系的に構成・実施されていない ・本学の責任体制と権限・役割が明確化されていない ・本学の基本理念及び学生ニーズや社会的必要に基づき学生課程における教育目的が設定されていない ・学生課程において、教育目的の教育課程や教育方法等に十分反映されていない ・学生課程において、体系的かつ適切に教育課程が教育課程の編成方針に即して設定されていない ・学生課程において、教育内容・方法に、特色ある工夫がなされていない ・学生課程において、教育目的の達成状況(学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケート等)を点検・評価していない、など
9-9	大学院における不適切な教育課程の編成及び見直し	本学の使命を踏まえ、大学院における教育方針やカリキュラムの見直しと充実が進まない。	9-9	大学院における不適切な教育課程の編成及び見直し	本学の使命を踏まえ、大学院における教育方針やカリキュラムの見直しと充実が進まない。	・大学院課程の教育目的が明確化されていない ・修士課程と博士課程との有機的接続に留意した大学院共通科目の拡充に失敗する ・大学院の基本的な理念及び学生ニーズや社会的必要に基づき大学院における教育目的が設定されていない ・大学院において、教育目的の教育課程や教育方法等に十分反映されていない ・大学院において、体系的かつ適切に教育課程が教育課程の編成方針に即して設定されていない ・大学院において、教育内容・方法に、特色ある工夫がなされていない ・大学院において、教育目的の達成状況(学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケート等)を点検・評価していない、など
9-10	教育の品質管理の不備	教育方法の改善や授業評価等を実施しておらず、教員の教授能力と本学の教育機能の向上が図られていない。	9-10	教育の品質管理の不備	教育方法の改善や授業評価等を実施しておらず、教員の教授能力と本学の教育機能の向上が図られていない。	・主学FD推進プログラムを策定し実施しているが参加者が少ない など

9-3	学生支援体制の整備の遅れ	学生の学習を支援し、学生生活を支えるよう適切な組織的対応がなされていない。	9-11'	学生支援体制の整備の遅れ	学生の学習を支援し、学生生活を支えるよう適切な組織的対応がなされていない。	学生が十分な知識・技能を有するスタッフがいない ・学生のニーズが十分に把握できていない ・学生支援を行う組織間の連携がとれていない など	支援組織に専門的知識・技能を有するスタッフがいない ・学生のニーズが十分に把握できていない ・学生支援を行う組織間の連携がとれていない など
9-4	留學生支援体制の不備	・留學生の学習を支援し、学生生活を支えるよう適切な組織的対応がなされていない。 ・生活していくうえで必要な情報が十分に提供できていない。 ・留學生が殺人、傷害、窃盗などの犯罪、交通事故を起こす。	9-12' 9-13' 9-14'	留學生支援体制の整備の遅れ 留學生における事件、事故などの発生 留學生による不祥事の発生	・留學生の学習を支援し、学生生活を支えるよう適切な組織的対応がなされていない。 ・生活していくうえで必要な情報（アルバイト先紹介、住みトラブル、病院紹介、入管関係、夜所関係、事故後の処理・保険、紛失、盗難など等々）が本学に留學生に届くまでではない。 ・傷害、窃盗などに遭う。 ・本学に留學生が殺人、傷害、窃盗などの犯罪、交通事故などを起こす。	・留學生の学習を支援し、学生生活を支えるよう適切な組織的対応がなされていない。 ・生活していくうえで必要な情報（アルバイト先紹介、住みトラブル、病院紹介、入管関係、夜所関係、事故後の処理・保険、紛失、盗難など等々）が本学に留學生に届くまでではない。 ・傷害、窃盗などに遭う。 ・本学に留學生が殺人、傷害、窃盗などの犯罪、交通事故などを起こす。	・留學生の学習を支援し、学生生活を支えるよう適切な組織的対応がなされていない。 ・生活していくうえで必要な情報が十分に把握できていない ・学生支援を行う組織間の連携がとれていない など
9-5	学生の事故・不祥事の発生	・在学生が学内外で事故や事件に巻き込まれる。 ・授業や研究中に在学生の事故・火災が発生する。 ・在学生が殺人、傷害、窃盗などの犯罪、交通事故を起こす。	9-15' 9-16' 9-17' 9-18'	学内外における在学生の事故などの発生 海外派遣学生による不祥事の発生 授業・研究における事故・火災の発生 在学生による不祥事の発生	・在学生の事故が発生する。 例：道路の脇みや精神障害に起因する自らの発生、学内外での交通事故やトラブル、カルテや薬質商法等のトラブル、課外活動中の事故、実験・実習中の事故、学際活動などの行事中における事故 など 海外に派遣している日本人学生等が殺人、傷害、窃盗などの犯罪、交通事故などを起こす。 授業や研究における安全管理の不備などにより、汚染物質・廃棄物の流出や研究中の事故・火災などが発生する。 例：実験室等の整理整頓や指導上のミスによる事故、遺伝子組換え実験及び動物実験中の事故、放射線被曝や病原体流出等の事故、化学物質事故 など 在学生の不祥事により、本学の信用が失墜する。 例：未成年への飲酒強要、飲酒による急性アルコール中毒、薬物使用 など	・大学の安全管理の不備 ・在学生の不注意 ・支援体制の不備、相談窓口が活用されていない など	・大学の安全管理の不備 ・在学生の不注意 ・支援体制の不備、相談窓口が活用されていない など
10-1	医療事故	付属病院が、医療行為の過程において、人身事故が発生する。	10-1'	医療事故	付属病院が、医療行為の過程において、人身事故が発生する。	・医療行為の過程において、人身事故が発生する。	・医療行為の過程において、人身事故が発生する。
10-2	院内感染	院内でウイルス、細菌等への感染症が蔓延する。	10-2'	院内感染	院内でウイルス、細菌等への感染症が蔓延する。	・院内でウイルス、細菌等への感染症が蔓延する。	・院内でウイルス、細菌等への感染症が蔓延する。
10-3	患者からの苦情対応の不備	患者から届いた苦情への処理体制が整っていない。	10-3'	患者からの苦情対応の不備	患者から届いた苦情への処理体制が整っていない。	・患者から届いた苦情への処理体制が整っていない など	・患者から届いた苦情への処理体制が整っていない など
10-4	試験者被害が生じた場合の相手方免責条項	相手方が提供装置に起因する被害が発生したが、契約で相手方の免責を認めている。	10-4'	試験共同/受託研究で試験者被害が生じた場合の相手方免責条項	試験共同/受託研究で試験者被害が生じた場合の相手方免責条項	・適切な条件を判断できる担当者がいない など	・適切な条件を判断できる担当者がいない など
10-5	研究手順からの逸脱	臨床研究法等で定められた手順から逸脱する。 例：安全性情報の報告を忘れる。同意書記載日と実施開始日が逆転している。モニタリングを実施すべきだができない（またはしない）。など	10-5'	研究手順からの逸脱	臨床研究法等で定められた手順から逸脱する。 例：安全性情報の報告を忘れる。同意書記載日と実施開始日が逆転している。モニタリングを実施すべきだができない（またはしない）。など	・手順に不備がある ・安全性情報の報告を忘れる ・同意書記載日と実施開始日が逆転している ・モニタリングを実施すべきだができない（またはしない） など	・手順に不備がある ・安全性情報の報告を忘れる ・同意書記載日と実施開始日が逆転している ・モニタリングを実施すべきだができない（またはしない） など
10-6	臨床研究等の権限問題	臨床研究等の権限問題が発生したが権限確保へ加入していない。	10-6'	臨床研究等の権限問題	臨床研究等の権限問題が発生したが権限確保へ加入していない。	・臨床研究等の権限問題が発生したが権限確保へ加入していない。	・臨床研究等の権限問題が発生したが権限確保へ加入していない。
10-7	臨床研究におけるネガティブ情報の隠蔽	臨床研究におけるネガティブな情報が開示されない。	10-7'	臨床研究におけるネガティブ情報の隠蔽	臨床研究におけるネガティブな情報が開示されない。	・安全性情報等への反映において、ネガティブな情報が開示されない。	・安全性情報等への反映において、ネガティブな情報が開示されない。
10-8	医療従事者の長時間労働	医師、コメディカルスタッフ、病院事務職員に長時間労働が発生する。	10-8'	医療従事者の長時間労働	医師、コメディカルスタッフ、病院事務職員に長時間労働が発生する。	・医師、コメディカルスタッフ、病院事務職員に長時間労働が発生する。	・医師、コメディカルスタッフ、病院事務職員に長時間労働が発生する。
10-9	役員・教員のコンプライアンス不足(病院)	役員・教員のコンプライアンス不足による業者との関係性を理解していない。	10-9'	役員・教員のコンプライアンス不足(病院)	役員・教員のコンプライアンス不足による業者との関係性を理解していない。	・周知不足 など	・周知不足 など
10-10	医療費の未払い等	医療費の未払い等が発生する。	10-10'	医療費の未払い等	医療費の未払い等が発生する。	・医療費の未払い及び回収不能が発生する。	・医療費の未払い及び回収不能が発生する。
10-11	地震・火災・テロ災害下における病院運営	建物損壊、スタッフへの被害による機能不全、業務継続不能が発生する。	10-11'	地震・火災・テロ災害下における病院運営	建物損壊、スタッフへの被害による機能不全、業務継続不能が発生する。 ・周辺住民等患者押し寄せによるパニックが発生する。	・建物損壊、スタッフへの被害による機能不全、業務継続不能が発生する。 ・周辺住民等患者押し寄せによるパニックが発生する。	・建物損壊、スタッフへの被害による機能不全、業務継続不能が発生する。 ・周辺住民等患者押し寄せによるパニックが発生する。
10-12	診療情報の不適切な管理 (臨床)	遺伝学的検査結果を紛失してしまう。 診療情報の取扱いに関して、病院内の電子カルテ上の閲覧などの管理が不十分。	10-12' 13' 14'	遺伝学的検査結果の紛失 (臨床) 診療情報の不適切な管理 (臨床)	遺伝学的検査結果を紛失してしまう。 診療情報の取扱いに関して、病院内の電子カルテ上の閲覧などの管理が不十分である。 研究倫理支援に関わる教職員が不足する。 例：倫理審査事務局、研究倫理支援部門など	・遺伝学的検査の結果について、カルテの保管期限や研究での解析結果などの事情により情報が保管されていない。 ・火事等による紙カルテ（検査結果を含む）の喪失 診療情報の取扱いに関して、病院内の電子カルテ上の閲覧などの管理が不十分である。	・遺伝学的検査の結果について、カルテの保管期限や研究での解析結果などの事情により情報が保管されていない。 ・火事等による紙カルテ（検査結果を含む）の喪失 診療情報の取扱いに関して、病院内の電子カルテ上の閲覧などの管理が不十分である。
10-12	研究倫理支援に関わる教職員の不足	研究倫理支援に関わる教職員が不足する。	10-12'	研究倫理支援に関わる教職員の不足	研究倫理支援に関わる教職員が不足する。 例：倫理審査事務局、研究倫理支援部門など	・研究倫理支援に関わる教職員が不足する。 例：倫理審査事務局、研究倫理支援部門など	・研究倫理支援に関わる教職員が不足する。 例：倫理審査事務局、研究倫理支援部門など
10-13	倫理審査を通じた研究内容に含まれる機密情報の漏洩	倫理審査を通じた研究内容に含まれる機密情報の漏洩	10-13'	倫理審査を通じた研究内容に含まれる機密情報の漏洩	倫理審査を通じた研究内容に含まれる機密情報の漏洩	・倫理審査委員会委員、委員会事務局、支援部門等による守秘義務違反、もしくは認識不足・不注意による漏洩 ・倫理審査申請システムに対する悪意ある第三者からの攻撃等による漏洩、もしくはシステムの不備、不具合による漏洩	・委員、事務局、スタッフの認識不足・不注意 ・悪意ある第三者からのシステムへの攻撃 ・システムの不備、不具合 など

病院